

最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

平成27年4月



目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 各種利率関連	
1-1. 代行保険料率等に係る法令通知改正	… 4
1-2. 平成27年度の予定利率について	… 8
1-3. 最低責任準備金(期ズレなし)付利率に係る告示改正	… 9
1-4. 財政運営上の予定死亡率および各種係数の取扱い	… 10
2. 企業年金制度見直しの議論	
2-1. 第13回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 14
2-2. 第14回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 16
2-3. 第15回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 18
3. 公的年金関連	
3-1. 第29回社会保障審議会年金部会の開催	… 21
3-2. 第30回社会保障審議会年金部会の開催	… 22
3-3. 平成27年度の年金額改定について	… 23
4. その他のトピックス	
4-1. 退職給付に関連する会計基準等の改正	… 25
4-2. ROE向上でもたらされるもの	… 26
5. 平成26年12月～平成27年3月の年金ニュース	… 28
6. 平成26年12月～平成27年3月の年金メールマガジン	… 30

※ 平成26年12月(9日)～平成27年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《企業年金制度見直しの議論》 P.14～19

社会保障審議会企業年金部会にて、企業年金制度の見直しに関する議論が行われています。昨年10月末に税制改正に関連する項目について整理された後は、DBのガバナンス強化や企業型DCの運用改善等について検討されました。更に本年1月開催の第15回部会にて、「制度見直しを行う項目」と「引続き検討する項目」とが分類されました。

具体的な見直しとして、DBでは恣意的な利益操作とまらない範囲内で、積立不足のない状態での事前積立や積立不足の一括拠出等を認める等の提案がされています。DCは、掛金拠出限度額設定の月ベースから年ベースへの変更、中小企業向けの簡易型DC制度の創設、個人型DC制度の適用範囲拡大等、DB以上に見直しが行われます。その他、これまでは認められていなかったDCからDBへの資産移換(ポータビリティ)が可能になる等、企業年金制度の利便性向上が図られています。

なお、制度見直し項目のうち法改正が必要なものについては、現在開催中の通常国会へ法律案が提出されます。

【企業年金部会の議論の整理内容】

	制度	主な項目	法改正 要否	税制関連 項目
制度見直しを行う項目	DB	拠出方法の柔軟化		●
		ガバナンスの強化(資産運用委員会設置等)		
		受託保証型DBの手続緩和		
	DB・DC	ハイブリッド型年金の検討		
		ポータビリティ拡充	●	◎
	DC	個人型DC適用範囲拡大	●	◎
		拠出限度額の年単位化、拠出限度額の整理	●	◎
		運用改善の促進(継続投資教育の努力義務化等)	●	
		小規模事業主掛金納付制度創設	●	◎
		簡易型DC創設	●	
引続き検討する項目	DB・DC	拠出時の仕組みの見直し(DBとDCを合わせた拠出限度額の設定等)	●	●
		給付時の仕組みの見直し(DB・DCで仕組みが異なる要件を統一)	●	●
		企業年金制度等に関する税制の見直し(特別法人税の早期撤廃等)		●

◎・・・税制改正大綱に盛り込まれた項目



1. 各種利率関連

1-1. 代行保険料率等に係る法令通知改正

- 代行保険料率等に係る省令、告示及び通知を改正
- 全ての厚生年金基金は平成26年12月末までに「代行保険料率算定届出書」を提出し、代行保険料率を算定し直すことに（平成27年4月適用）
- 通知改正のポイントは、①代行保険料率の算定方法の変更、②予定死亡率の変更

代行保険料率の算定に関する事項

1. 代行保険料率見直しの適用時期は平成27年4月
2. 以下に該当する基金は、代行保険料率の見直しに係る「届出書」の提出は不要
 - ・平成26年12月末までに将来返上の認可を受けた基金
 - ・平成26年12月末までに解散計画又は代行返上計画を提出した基金（現行免除保険料率を継続適用）
3. 以下に該当する基金は、「届出書」提出の対象となるが、平成27年4月からの見直し対象外となる
 - ・平成27年1月から2月末までに解散計画又は代行返上計画を提出した基金（現行免除保険料率を継続適用）
4. 上記「2.」「3.」以外の全基金は、下表の前提により代行保険料率を算定し、それを原則として千分率で小数点以下を四捨五入した新免除保険料率を平成27年4月より適用
5. 代行保険料率の算定に係る前提は以下のとおり

	現行		新
	本則	経過措置適用時	
予定利率	4.1%	3.2%	4.1%
予定死亡率	平成21年 財政検証時	平成16年 財政再計算時	平成26年 財政検証時

(1) 大半の基金で適用されていた経過措置(注)がなくなり、免除保険料率は引き下がる見込み

(注) 現行ルール上の経過措置

一定の条件を満たした場合、「本則(予定利率4.1%)」と「平成22年3月に適用している免除保険料率の基準となる代行保険料率(同3.2%)」の丈比べを行い、高い代行保険料率により免除保険料率を決定可

1-1. 代行保険料率等に係る法令通知改正

(2) 免除保険料率の引き下げによる影響

① 変更時点の影響 ⇒ 最低責任準備金に影響なし

② 変更以降の(将来的な)影響

・ 給付現価負担金

最低責任準備金はコロガシ計算で算定されるため、免除保険料収入の低下により債務増加が抑制され、過去期間代行給付現価に対する比率が低下することに伴い、給付現価負担金の増加に繋がる

・ 最低責任準備金に対する積立水準(比率)

一般的には、基金全体での掛金収入の低下に伴い、代行割れの基金は悪化、代行割れでない基金は改善となる見込み

⇒ 解散計画等を未提出の代行割れ基金は留意要

新免除保険料率適用に伴う基本部分の規約上標準掛金率の取扱い

1. 平成27年4月より新免除保険料率を適用する基金のうち、平成26年3月31日を基準日として財政計算(財政再計算含む)を実施しない基金については、平成27年4月からの基本部分の規約上標準掛金率の取扱いは以下のとおり

≪新≫標準掛金率

= ≪旧≫標準掛金率 - ≪旧≫免除保険料率 + ≪新≫免除保険料率

書類提出時期

1. 今般の代行保険料率見直しに係る「届出書」の提出時期
平成26年12月末(注1、2)・・・現行ルール通り
(注1) 下記「2.」の平成26年3月31日を基準日とする財政再計算を実施する場合も、平成26年12月末が提出期限となる
(注2) 提出にあたっては代議員会での議決・承認は不要だが、事業主及び加入員への結果の周知に関しては特段の配慮を行うこととされている
2. 「財政再計算報告書」の提出時期
平成27年2月末・・・現行ルールから提出期限延期

1-1. 代行保険料率等に係る法令通知改正

予定死亡率の変更

- 厚生年金本体の平成26年財政検証で使用した死亡率に準拠
 - 変更後の予定死亡率は、平成27年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用(ただし、平成27年3月30日以前を基準日とする財政計算においても、前倒し適用は可)
 - 平成27年4月から適用される代行保険料率の算定には、変更後の予定死亡率を適用
- 《60歳(男子)の例》

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率	23.32年	12.51188	13.19364	13.70051
② 新予定死亡率	23.63年	12.61657	13.27409	13.75340
③ 変化(②/①-1)	+1.3%	+0.8%	+0.6%	+0.4%

平均余命の伸び0.31年

- 今般の予定死亡率の改定にあたっては算定方法が変更されており、それに伴い、以下の債務算定に用いる予定死亡率の割掛け係数が変更

	現行	新	算定対象者及び影響
・積立上限額 算定上の 数理債務	・男子:0.9 ・女子:0.85	・男子:0.72 ・女子:0.72	【算定対象者】 加入員であった者又はその遺族 【影響】 積立上限額が増加
・標準掛金率 ・数理債務	・男子:0.9~1.0 ・女子:0.85~1.0	・男子:0.72~1.0 ・女子:0.72~1.0	【算定対象者】 加入員であった者又はその遺族 【影響】 割掛けを行った結果、死亡率が低下する場合、標準掛金率・数理債務が増加
・最低積立基準額 (注)	・男子:0.95 ・女子:0.925	・男子:0.86 ・女子:0.86	【算定対象者】 加入員、加入員であった者又はその遺族 【影響】 最低積立基準額が増加

(注) 最低積立基準額の算定に用いる予定死亡率の割掛け係数の変更は、別途、告示改正される予定であり、今回の改正では対象外(平成26年11月10日に告示(案)の概要が公表され、12月10日期限で意見募集中)

1-1. 代行保険料率等に係る法令通知改正

その他(行政照会により判明した内容)

1. 「財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り(将来予測時に最低責任準備金の付利率として使用)」は、厚生年金保険の財政検証に伴い、以下のとおり見直される

年度	27	28	29	30	31	32以降
現行	2.91%	3.39%	3.65%	3.85%	4.00%	4.10%
変更後	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%

2. 上記見直しの適用時期は以下のとおり

基準日	財政検証及び財政計算 (解散計画等を未提出の場合)	解散計画等
平成26年3月31日	現行	現行
平成27年3月31日	変更後	変更後(ただし現行も選択可)
平成28年3月31日以降	変更後	現時点で取扱い不明

1-2. 平成27年度の予定利率について

- 継続基準の下限予定利率 : 年0.5%
- 非継続基準の予定利率 : 年1.90%
⇒ 一定の手続き※を前提に年1.520%~2.280%(×0.8~1.2)の範囲内で設定可能

平成27年度の予定利率

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(0.565%)と5年平均(0.896%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(1.901%)を勘案して設定されています。

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
H25	0.8%	2.13% (1.704%~2.556%)	0.8%	2.13% (1.704%~2.556%)
H26	0.7%	2.00% (1.600%~2.400%)	0.7%	2.00% (1.600%~2.400%)
H27	<u>0.5%</u>	<u>1.90%</u> (1.520%~2.280%)	<u>0.5%</u>	<u>1.90%</u> (1.520%~2.280%)

※ 厚生年金基金および基金型DB: 代議員会の議決

規約型DB: 被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

1-3. 最低責任準備金(期ズレなし)付利率に係る 告示改正

- 厚年基金の代行返上時または解散時に国に返納する最低責任準備金を計算する際の利回りを定めるもの
- 平成26年7月～9月における最低責任準備金(期ズレなし)の利回りは11.98%(年率)
- 平成26年10月～12月における最低責任準備金(期ズレなし)の利回りは22.29%(年率)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率				期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—				—	—	—
平成10年度	4.15%	—				—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%				(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%				4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%				3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%				3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%				1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%				0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%				4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%				2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%				6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%				3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%				▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%				▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%				7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%				▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%				2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	—	4月～6月 7.27%	7月～9月 11.98%	10月～12月 22.29%	1月～3月 —	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	—	—				8.22%	—	—

1-4. 財政運営上の予定死亡率および各種係数の取扱い等

- 予定死亡率および各種係数を見直し
- 数理債務・標準掛金率の算定のみ平成27年3月31日から適用
- 上記以外は平成27年4月1日から適用

予定死亡率および各種係数の取扱い(適用のタイミング)

- 厚生年金基金の数理債務・標準掛金率の算定時のみ、平成27年3月31日から適用
- 上記以外は平成27年4月1日から適用

財政計算時の取扱い

- 適用時期等を除き、厚生年金基金および確定給付企業年金とも取扱いは同様

計算基準日	厚生基金	平成27年3月30日以前	平成27年3月31日以降
	DB		平成27年3月31日以前
数理債務 標準掛金率	予定死亡率	旧予定死亡率を適用(※1)	新予定死亡率を適用(※2)
	係数	旧係数を適用(※1) • 男子:0.9~1.0 • 女子:0.85~1.0	新係数を適用(※2) • 男子:0.72~1.0 • 女子:0.72~1.0

計算基準日		平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降
最低積立基準額	予定死亡率	旧予定死亡率を適用	新予定死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 • 男子:0.95 • 女子:0.925	新係数を適用 • 男子:0.86 • 女子:0.86

(※1) 新予定死亡率および新係数を早期適用可

(※2) 厚生年金基金では、定例財政再計算等を除いて、直前の財政計算時に使用したものを適用可

1-4. 財政運営上の予定死亡率および各種係数の取扱い等

財政検証時の取扱い

- 厚生年金基金および確定給付企業年金とも取扱いは同様

計算基準日		平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降
数理債務	予定死亡率	直近の財政計算で用いた予定死亡率を適用	
	係数	直近の財政計算で用いた係数を適用	
最低積立基準額	予定死亡率	旧予定死亡率を適用	新予定死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 ・ 男子:0.95 ・ 女子:0.925	新係数を適用 ・ 男子:0.86 ・ 女子:0.86
積立上限額	予定死亡率	旧予定死亡率を適用	新予定死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 ・ 男子:0.9 ・ 女子:0.85	新係数を適用 ・ 男子:0.72 ・ 女子:0.72

制度(一部)終了時の取扱い

- 解散・制度終了や一部DC移行時における申請時の取扱い
(残余財産や移換額の計算に、最低積立基準額を用いる)
- 厚生年金基金および確定給付企業年金とも取扱いは同様

計算基準日		平成27年3月31日以前(注)	平成27年4月1日以降
最低積立基準額	予定死亡率	旧予定死亡率を適用	新予定死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 ・ 男子:0.95 ・ 女子:0.925	新係数を適用 ・ 男子:0.86 ・ 女子:0.86

(注)実際の残余財産や移換額を計算する際には、申請時の計算基準日が平成27年3月31日以前でも、認可・承認日が平成27年4月1日以降であれば、新予定死亡率および新係数を用いる必要あり

1-4. 財政運営上の予定死亡率および各種係数の取扱い等

予定死亡率および係数変更の影響

- 60歳(男子)を例とした、予定死亡率および係数変更の影響は以下のとおり

【継続基準】	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率	23.32年	12.51188	13.19364	13.70051
② 新予定死亡率	23.63年	12.61657	13.27409	13.75340
③ 変化(②/①-1)	+1.3%	+0.8%	+0.6%	+0.4%

【非継続基準】	年金現価率(予定利率1.9%(注))		
	単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率および係数	18.58768	19.51370	20.41245
② 新予定死亡率および係数	19.30830	20.12128	20.89938
③ 変化(②/①-1)	+3.9%	+3.1%	+2.4%

(注) 予定利率は平成27年度に適用される率としている

その他

- 厚生年金基金に限定した内容
- 「財政の現況及び見直しにおける予定運用利回り(将来予測時に最低責任準備金の付利率として使用)」は、厚生年金保険の財政検証に伴い、以下のとおり見直される

年度	27	28	29	30	31	32以降
現行	2.91%	3.39%	3.65%	3.85%	4.00%	4.10%
変更後	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%

- 上記見直しの適用時期は以下のとおり

基準日	財政検証及び財政計算 (解散計画等を未提出の場合)	解散計画等
平成26年3月31日	現行	現行
平成27年3月31日	変更後	変更後(ただし現行も選択可)
平成28年3月31日以降	変更後	変更後(ただし現行も選択可)

これまでは取扱いが不明であったが、平成27年3月31日基準日と同様の取扱いと判明



2. 企業年金制度見直しの議論

2-1. 第13回社会保障審議会企業年金部会の開催

- ・「DCの運用に関する適切な運用方法の促進」および「企業年金のガバナンス」について議論

～以下、メールマガジン「第13回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

12月15日、第13回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、前回議論が終了しなかった確定拠出年金における運用に関する「長期の年金運用として適切な運用方法の促進」について議論が行われ、その後、「企業年金のガバナンス」についての事務局提案と議論が行われました。

<長期の年金運用として適切な運用方法の促進についての部会委員意見>

- ・ デフォルト商品は、労使で協議して決めればよく、国が介入しなくてもよい
- ・ 想定利回りの水準を考慮すると、元本確保型以外の商品をデフォルトに設定した方が理屈上、解りやすい
- ・ デフォルト商品の内容については、国がある程度基準を設定した方がよい
- ・ 本人の選択を妨げない範囲で、(ライフサイクル型のような)デフォルト商品に誘導する方が、事業主の注意義務として望ましいのではないか

<企業年金のガバナンスについて>

DB制度のガバナンスに係る4つの事項【組織・行為準則】【執行状況の監査等】【資産運用のルール】【加入者への情報開示】について、以下のような評価、提案および問題提起がなされました。

【組織・行為準則】

- ・ 基金型DB、規約型DB共に、権限・責任分担体制については現状において基本的に整備されていると考えてよいのではないか
- ・ 資産運用委員会の設置を促進してはどうか(委員に専門家を含めることや、議事概要の代議員会向け報告や加入者への周知等について資産運用ガイドラインに明記してはどうか)
- ・ 基金型DBにおける理事の専門性を高めるために代議員でない者から理事を選任できることとすることについてどう考えるか
- ・ 加入者がリスクを負うような柔軟で弾力的な制度(例:ハイブリッド型制度)を行う場合は、加入者がリスク負担に見合う形で業務の決定に関与できるような仕組みを検討してはどうか

【執行状況の監査等】

- ・ 基金型DBについても、一般社団法人等の他の法人と同様に、外部の専門家による会計監査を促進していくこと(義務付け、ガイドラインで推奨等)についてどう考えるか

2-1. 第13回社会保障審議会企業年金部会の開催

【資産運用のルール】

- 厚生年金基金の資産運用ルールの見直し(政策的ポートフォリオ策定の義務付け等)を参考にして、DBの資産運用ルールについても一定の見直しを行うこととしてはどうか

【加入者への情報開示】

- 運用の基本方針の全文を開示するとともに、資産運用利回りを年に1回開示することを義務付けてはどうか
- 加入者がリスク負担を負うような柔軟で弾力的な制度(例:ハイブリッド型制度)を行う場合は、資産運用状況の詳細(運用受託機関ごとの資産運用利回り等)について加入者の代表が確認できることとする等の対応をしてはどうか

<企業年金のガバナンスについての部会委員意見>

- 事業報告書について、加入者にも解りやすい内容とすべき
- 理事に必要な専門性とはどういったものなのかを十分に議論すべき
- 基金型か規約型かでガバナンスの仕組みを整理するのではなく、単独事業主での運営か複数事業主での運営かといった視点で仕組みを整理すべき

<今後の企業年金部会について>

今回の部会で議論が終了しなかった「企業年金のガバナンス」について、次回議論される予定です。

2-2. 第14回社会保障審議会企業年金部会の開催

・「企業年金のガバナンス」、「現行制度の改善点」について議論

～以下、メールマガジン「第14回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

12月25日、第14回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、前回議論が終了しなかった「企業年金のガバナンス」について議論が行われ、その後、「現行制度の改善点」についての事務局提案と議論が行われました。

<企業年金のガバナンスについての部会委員意見>

- ・ 単独事業主での運営か複数事業主での運営かという観点で実効性のあるガバナンスを検討することが重要
- ・ 年金数理人を更に活用する等、年金財政に関するガバナンス強化も必要
- ・ ガバナンスにかかるコストについて十分留意すべき
- ・ 加入者への情報開示資料については、解りやすい事例(好事例)を紹介して欲しい

<現行制度の改善点について>

現場の運営の中で出てきた手続き等の制度改善事項や規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)で指摘されている事項について、加入者や企業年金担当者等の利便性向上や今後の企業年金制度の普及・拡大等を図る観点から主に2つのテーマについて以下のような提言・提案がなされました。

【DCの手続・手数料のあり方】

- ・ DCの各種手続や手数料については、できる限り簡素な手続で、かつ、低廉な手数料となるように、関係者は努力すべきであり、企業年金部会としても定期的に手続や手数料の(改善)状況について確認していくべき
- ・ 企業型DCから個人型DCへの自動移換者(※)が個人型DC加入者や運用指図者となるまでの間の年金資産についてデフォルト商品で運用することをどう考えるか
(※)転職等で企業型DC加入者の資格を喪失した後、6か月以内に個人型DCへの移換申出を行わなかった者(該当者については、資産が現金化された後、国民年金基金連合会に移換され、掛金拠出・運用指図ができない上に口座管理料が徴収され続けるため、DC資産が目減りし続ける状況にある)
- ・ 手数料について加入者に対し情報開示を徹底する
- ・ 企業型DCでの運営管理機関見直しの定期的な検討を促す措置を講じる

2-2. 第14回社会保障審議会企業年金部会の開催

【DBの掛金未納時の給付のあり方】

- DBにおいて掛金未納期間がある事業所の加入者への給付減額措置を認めるべき(※)という意見があるが、適切なDB運営努力を行うことなく給付減額する恐れがあることから、従来通りの対応がであり、給付減額は認めるべきではない。
(※)DBについては、厚生年金基金とは異なり、掛金に対する滞納処分等が認められていない
- 一定期間掛金を滞納した事業所の加入者について、中小企業退職金共済制度の仕組みのように、DB制度の資格を喪失させる仕組みをどう考えるか

【その他】

上記以外に、制度関係および手続き関係の複数の項目について検討の方向性が示されました。

<現行制度の改善点についての部会委員意見>

- 個人型DCにかかる手数料について、比較可能な一覧サイトを創設して欲しい(手数料の透明化が必要)
- 個人型DCへの自動移換者となることのデメリットが認識できるような広報を充実させるべき
- 自動移換者へのデフォルト商品適用は、自動移換者の増加につながる恐れがあるので反対
- DBの掛金未納時の給付のあり方については、事務局案に賛成
- DBの掛金未納事業所の加入者に給付減額措置を講じることのメリットも考慮すべきではないか

<今後の企業年金部会について>

次回の部会において、これまでの部会で議論された事務局案について、方向性が整理される予定です。

2-3. 第15回社会保障審議会企業年金部会の開催

- これまでの論点を「制度の見直しを行うもの」「継続的に検討する課題」に分類

～以下、メールマガジン「第15回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

1月16日、第15回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、これまでの部会で議論された事務局案について、制度の見直しを行うものと今後の検討課題として引続き議論を行うものとに分けて一定の整理がなされ、その内容について了承されました。

<制度の見直しを行うもの>

【中小企業向けの取組】

- 受託保証型DBの手続緩和
- DC投資教育の共同実施
- 簡易型DC制度の創設
- 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

【柔軟で弾力的な給付設計】

- 柔軟で弾力的な給付設計について、制度導入も視野に検討

【ライフコースの多様化への対応】

- 個人型DCの加入対象拡大
※個人型DCの加入対象拡大と併せて、整合性をもった対応が必要とされていた企業型DCのマッチング拠出については規制のあり方について引き続き議論
- ポータビリティの拡充

【DCの運用改善の促進】

- 加入者の投資知識等の向上(継続投資教育の努力義務化等)
- 運用商品提供数の見直し促進(商品提供数の制限、実効性のある商品除外規定等)
- 長期の年金運用として適切な運用方法の促進(商品提供に関する規制の見直し、デフォルト商品による運用方法に関する規定の整備)
※今回の部会で、デフォルト商品基準については慎重に議論を続ける旨、再度確認された

【企業年金のガバナンス】

- 「組織・行為準則」「監査」「資産運用ルール」「加入者への情報開示」の分類毎に制度を健全に運営するための体制を整備(資産運用委員会の設置促進、外部監査の活用等)

2-3. 第15回社会保障審議会企業年金部会の開催

【その他】

- DCの拠出限度額の年単位化
- DCにかかる手続の規制緩和等のメンテナンス事項
- DBの拠出弾力化(健全性維持のための事前積立等)
- 制度見直しの実施時期については、周知期間やシステム改修等に必要となる期間を十分に考慮

＜今後の検討課題として引き続き議論を行うもの＞

- 企業年金制度における拠出時・給付時の仕組みのあり方(DB・DCのイコールフットイング)
- 企業年金制度等に関する税制のあり方

※積立金に対する特別法人税の撤廃の検討に当たっては、企業年金制度等の課税関係について、拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方を併せて議論することが必要

＜今後の企業年金部会について＞

次回以降の部会においては、見直しを行うと整理された内容の細部の議論および、継続検討課題とされた内容についての議論がなされるものと思われます。

3. 公的年金関連

3-1. 第29回社会保障審議会年金部会の開催

- 厚生労働省が提示した「社会保障審議会年金部会における議論の整理(案)」について部会委員が概ね了承

～以下、メールマガジン「第29回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

1月21日、第29回社会保障審議会年金部会が開催され、「社会保障審議会年金部会における議論の整理(案)」が厚生労働省より提示されました。

年金部会では、平成26年財政検証およびオプション試算の結果に基づき抽出された公的年金制度の課題について議論してきましたが、その内容を政府へ報告するために取り纏めたものです。

議論の整理の方向性については部会の委員より概ね了承され、昨年8月から継続していた議論は一区切りがつけました。

議論の整理案では、各課題に対する論点、議論の内容、主な意見が整理されており、委員の意見が概ね一致した内容だけでなく意見がわかれた内容についてもその両論が併記されています。

なお、具体的な制度改革については政府与党との調整の中で検討されることとなります。

主な内容は以下のとおりです。

【短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について】

- 既に決定済の平成28年10月以降の適用拡大後においても、更に適用拡大を進めていく必要がある

【高齢期の就労と年金受給の在り方について】

- 保険料拠出期間を現状の60歳から65歳まで延長

【年金額の改定(スライド)の在り方について】

- 物価変動が賃金変動を上回る場合に、賃金に連動して年金額を改定することを徹底
- マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要

【高所得者の年金給付の在り方等について】

- 年金に係る税制、福祉制度などを含めた全体的な視点や、就労インセンティブを阻害しない観点から、幅広い議論を行う必要がある

【働き方に中立的な社会保障制度について】

- 将来的には第3号被保険者を縮小していく方向性に
- まずは被用者保険の適用拡大を進めることが第一義的には必要

【第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて】

- 次世代育成支援の観点から、保険料負担を免除することは妥当

【遺族年金制度の在り方について】

- 時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていく

3-2. 第30回社会保障審議会年金部会の開催

• GPIFのガバナンスの在り方について議論

～以下、メールマガジン「第30回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

1月23日(金)、第30回社会保障審議会年金部会が開催されました。この日は、昨年11月以来GPIFのガバナンスの在り方について検討を行っていた作業班が取りまとめた報告書をもとに、議論が行われました。

委員の意見が分かれる点も多く、次回以降も引き続き議論される予定です。厚生労働省からは「法律改正の必要性も含めて、まずは年金部会でしっかり議論していただきたい」との発言がありました。

作業班がまとめた報告書の主な内容は以下のとおりです。

- 運用に際してのリスク・リターンを政府とGPIFが共有した上で、政府が運用目標とリスク許容度を示すべき
- その上で、基本ポートフォリオやその他GPIFの基本的な事項の決定は、現行の理事長による独任制から、理事会による合議制への移行が望ましい
- 執行部を理事会が有効に監督・監視するためには、両者がある程度分離されることが望ましい

また、当日は日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会が連名で作業班の報告に関する意見書を提出しました。これは「労使の主張が報告書に十分に反映されていない」との見解から提出されたものですが、労使が共同で意見を発信することは珍しく、他の委員からも一定の評価がありました。

両者は「運用組織が政府からの独立を図ることはあつてはならず、運用に係る最終的な責任が厚生労働大臣にあることを大前提にした運用組織の見直しを行うべき」とあらためて主張しています。

3-3. 平成27年度の年金額改定について

- 平成27年度の年金額は、原則前年度比0.9%の引上げ
- マクロ経済スライドによる調整を初めて適用

～以下、メールマガジン「平成27年度の年金額改定について」転載～

1月30日、厚生労働省は、総務省が消費者物価指数を公表したことを受け、平成27年度の年金額改定の内容を発表しました。それによると、平成27年度の年金額は、原則として前年度比0.9%の引上げとなります。賃金や物価は伸びたものの、マクロ経済スライドによる調整が初めて適用されたことで、年金額の伸びが抑制される結果となりました。

法律による年金額の改定ルールでは、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定年金は物価変動率(賃金変動率よりも物価変動率が高い場合は、賃金変動率)によって改定することになっています。

平成27年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.3%)よりも物価変動率(2.7%)が高くなるため、新規裁定年金・既裁定年金共に名目手取り賃金変動率(2.3%)によって改定されることとなりますが、来年度はさらにマクロ経済スライドによる調整(▲0.9%)および特例水準の段階的な解消(▲0.5%)があるため、今年度の年金額からの改定率は、0.9%(2.3%-0.9%-0.5%)となります。

厚生労働省のプレスリリースについては、以下をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12502000-Nenkinkyoku-Nenkinka/0000072680.pdf>

4. その他のトピックス

4-1. 退職給付に関連する会計基準等の改正

- 会計基準委員会が「退職給付会計基準の適用指針」等を改正
- 年金財政運営基準の改正に伴う記載内容の変更で、実質的には従前の取扱いと同様

～以下、メールマガジン「退職給付に関連する基準等の改正の公表を決議」
「『退職給付に関する会計基準の適用指針』等が確定」より編集～

会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」、実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正を公表しました。

前者は、平成24年1月に行われた企業年金の財政運営基準の改正に伴うものです。年金財政の貸借対照表に計上される債務が“数理債務”から“責任準備金”に変更されたことにより、退職給付会計のいわゆる例外処理を適用している場合の積立状況の開示等に関して、適用指針での記載内容を変更したものです。退職給付会計の注記における積立状況の開示等に使う債務、あるいは簡便法での債務計算に使われる債務は引き続き、数理債務であることを明記したものであり、実質的に処理方法を変更するものではありません。

後者の連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理については、以下のような内容です。連結決算を行う場合、親会社と子会社が採用する会計方針は原則として統一されなければなりません。今回は、当面の取扱いとして在外子会社がIFRSあるいは米国会計基準に準拠している場合、当面の間はそれを連結決算上、利用することができるとうえで、いくつかの項目については、連結決算上修正を行う必要があるとしています。限定列挙された項目の中には、のれんの償却及び退職給付に関する数理計算上の差異の処理が含まれています。ご案内のとおり、IFRSは数理計算上の差異(IFRSでは再測定と言います)をその他の包括利益に計上しても、その後損益計算書に反映しませんが、その処理を連結決算では修正し、日本基準と同様に損益計算書で計上していくことを求めています。

修正国際基準では両者に関して日本基準に合わせた修正を施しています。基準設定主体が重要な差異と認識している両者に関して、日本基準の連結決算作成作業では日本基準に合わせた修正を行うよう求めているわけです。

4-2. ROE向上でもたらされるもの

- ROEを経営目標とする企業が増加
- 投資元本に対する利益率を示すROEは株価とも密接に関連

～以下、メールマガジン「ROE向上でもたらされるもの」転載～

最近、ROEを経営目標とする企業が増加しています。3月17日の日本経済新聞では、日立製作所、三菱重工業という日本を代表する企業が次期経営計画でROEの数値目標を設定するという記事が掲載されています。

ROEは株主持分(株主資本)に対する利益率であり、資本の効率性を示す指標です。つまり、ROEが高いということは株主の期待に応えることであり、極めて重要なことと言えますが、以下では理論的な側面からROEの向上で何が達成されるのかを考えてみます。

株主は時価変動などのリスクを負って、株式に投資しているわけですから、リスクに見合うリターンを期待しています。この株主が期待する収益率を株主資本コストと言います。株価が上昇するためには、株主資本コストを上回る利益を稼ぐことが必要になります。つまり、当期利益が「株主資本×株主資本コスト」を上回らなければならないわけです。逆に、当期利益が株主資本コストを下回る場合、株価は投資元本を下回る価値しかないということになります。

この関係を式で示すと以下の通りとなります。

株価＝株主資本＋当期利益－(株主資本×株主資本コスト)

ROEが重要であるということは、この式の両辺を株主資本で割ると明らかになります。

$PBR = \text{株価} \div \text{株主資本} = 1 + ROE - \text{株主資本コスト}$

ROE(当期利益／株主資本)が株主資本コスト、すなわち投資家の期待する収益率を上回らないとPBR(株価純資産倍率＝株価／株主資本)は1を超えないことを示しています。

ちなみに、東京証券取引所の調べによると東証1部上場企業の平均PBRは、2012年末時点では0.8倍、同時点でのROEは4.3%でした。2015年1月現在では、ROEが6.4%と上昇し、PBRは1.2倍となっています。ROE向上とともに、株価が上昇したことが分かります。

日本企業のROEが低いことを危惧する声が大きくなる中、日本を代表する企業群がROEの向上に向け動き始めたことは、マーケットにとっても望ましいことといえそうです。

なお、退職給付の制度運営の観点で、ROE向上を考えてみると、退職給付に対する積立促進や年金資産の期待収益率引上げによる退職給付費用の削減(⇒当期利益の増加)を通じて、母体企業のROE向上に貢献できる余地はあります。ただし、多くの企業では、足元の良好な市場環境により退職給付に対する積立不足は解消されていること、期待収益率の引上げにはその見合いのリスクの増加を伴うことから、その効果は限定的といえそうです。

5. 平成26年12月～平成27年3月の 年金ニュース

5. 平成26年12月～平成27年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 12月	代行保険料率等に係る法令通知改正		○		
	平成27年度の非継続基準の予定利率の見込み年1.90% (厚年、DB)		(○)		
	平成26年7月～9月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率:年11.98%(告示改正)		○		
平成27年 3月	平成27年度の予定利率について(厚年、DB)		○		
	財政運営上の予定死亡率および各種係数の取扱い等について		○		
	平成26年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率:年22.29%(告示改正)		○		

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

6. 平成26年12月～平成27年3月の 年金メールマガジン

6. 平成26年12月～平成27年3月の年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 12月	第13回社会保障審議会企業年金部会の開催 について				○
	企業会計審議会 会計部会が初会合				(○)
	ASBJ、退職給付会計適用指針の改正案を 公表				(○)
	第14回社会保障審議会企業年金部会の開催 について				○
平成27年 1月	第15回社会保障審議会企業年金部会の開催 について				○
	第29回社会保障審議会年金部会の開催 について				○
	第30回社会保障審議会年金部会の開催 について				○
	平成27年度の年金額改定について				○
平成27年 3月	国際会計基準の任意適用企業が大幅増加へ				(○)
	ROE向上でもたらされるもの				○
	退職給付に関連する会計基準等の改正の公表 を決議				○
	「退職給付に関する会計基準の適用指針」等が 確定				○

※ ()は本資料に未掲載のメールマガジンです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))